

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

大阪府藤井寺市津堂1-3-10  
プランニングゆう

2. 指名停止措置期間

平成28年2月1日から平成28年4月30日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

プランニングゆうは、東北森林管理局発注の「林道起点標示板外」の一般競争入札において落札決定となったが、入札金額を誤ったとして契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070